

感染防止対策ガイドライン（各業種共通）

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組んでいただきたいこと
施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインなどを参考に、徹底した感染防止対策をお願いします。

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上・最低1メートル）

- 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう周知
- レジ等の対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限（整理券配布等）

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、手指消毒、うがいの徹底
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣料のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理
- 来客等の入場時体調（体温）チェック

3. 共有物の衛生管理・換気の徹底

- ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒
（座席への交換カバーの設置等）
- 換気設備による換気又は店舗入口、各部屋のドア等2方向以上の窓、扉を開け、
毎時2回以上の換気
- トイレのこまめな清掃、ハンドドライヤー等の使用中止

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集

- 入店時に氏名、連絡先を記載してもらう

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供

〔出典・参考：愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト[新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
及び感染症対策リスト(事業者様向け)]〕

7. 接触確認アプリ等の活用

- 接触確認アプリ（COCOA）等のダウンロードを従業員や利用者に促す

濃厚接触者とは

- ①「感染者と接触があった期間」・・・発症2日前から入院等をした日までに接触があった方
- ②「距離の近さ」・・・対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で接触すること
- ③「時間の長さ」・・・15分以上の接触があること

以上の要件を、保健所が総合的に判断します。なお、今後、変わる場合があります。

※ 業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守して下さい。

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策WEBページ <https://corona.go.jp/>